

令和5年7月6日
北沢総合支所保健福祉センター
健康づくり課

郵便物の後納料金の支払遅延に係る損害賠償額の決定について

1 事故の概要

- (1) 判明日 令和5年5月1日（月）
- (2) 相手方 日本郵便株式会社
- (3) 事故内容 北沢健康づくり課より発送する郵便物について郵便料金を後納支払いと
している。4月10日に令和5年3月分請求書を相手方より受理し、4月
28日の支払い期限までに支払うこととなっていたところ、担当職員が支
払い手続きを行っていなかったことが5月1日に判明した。

2 事後の対応

事故判明後、令和5年3月分請求額（119,249円）について、5月2日に相手
方への支払いを完了した。

3 損害賠償額

142円

（支払期限日の翌日の4月29日から支払いが完了した日の前日5月1日までの3日
間に年14.5パーセントの割合で計算した遅延損害金）

4 専決処分日

令和5年6月27日